

(その1)

【 令和 2 年 分 】

収 支 報 告 書

1	政治団体の名称	自由民主党秋田県湯沢市雄勝郡第一支部
2	主たる事務所の所在地	〒012-0031 湯沢市字鶴館39-4 セントラルビル2F202号
3	代表者の氏名	住谷 達
4	会計責任者の氏名	高橋 真紀子
5	収支報告書作成担当者の氏名	高橋 真紀子
	電話連絡先	0183-72-1666

※選管受付印



1/28

政64

※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万円以上のパーティを開催した場合)	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 秋田県内	<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
(※以下は、「有」の場合のみ記載)
公職の種類 (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類 (現・候)

資金管理団体の指定の期間

(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
収入総額	A=B+C				646,341
(前年からの繰越額) B					96,341
(本年の収入額) C					550,000
支出総額	D				605,895
翌年への繰越額	E=A-D				40,446

←前年の「翌年への繰越額」と一致

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				0
員数 (党費又は会費を納入した実人数)				0

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	550,000	(※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)		(※資金管理団体のみ)
(イ) 法人その他の団体からの寄附		(※その7②に内訳を記載)
(ロ) 政治団体からの寄附		(※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ロ)	550,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(※その8に内訳を記載)
イ 政党匿名寄附		(※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)	550,000	

政党(支部)以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は(その5)に計上すること。

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄付者の氏名	金額	年月日	住 所	職 業	備 考	
住谷 達	十億 百万 千 円 100,000	R2.03.30	湯沢市千石町4丁目1-26	秋田県議会議員		
住谷 達	100,000	R2.05.27	//	//		
住谷 達	100,000	R2.07.31	//	//		
住谷 達	100,000	R2.09.29	//	//		
住谷 達	50,000	R2.10.30	//	//		
住谷 達	100,000	R2.11.30	//	//		
この頁の小計	550,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
その他の寄附						
合 計	550,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額	備 考	
			うち本部又は支部に供与した 交付金(会費等)に係る支出 (再掲)	
1 経常 経費	(1) 人 件 費	十億 百万 千 円 396,000		
	(2) 光 熱 水 費			
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	3,569		
	(4) 事 務 所 費	178,417		
	小 計 (A)	577,986		
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費	27,909		
	(2) 選 挙 関 係 費			
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	0		(ア～エの計)を記載
	(ア) 機関紙誌の発行事業費			
	(イ) 宣伝事業費			
	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費			
	(エ) その他の事業費			
	(4) 調 査 研 究 費			
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費				
小 計 (B)	27,909			
合 計 (A+B)	605,895			

「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金等に係る支出は、(その16)本部・支部間の交付金支出の内訳と対応する。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載する。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1 領収書等の写し |
| <input type="checkbox"/> | 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。) |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 1 月 28 日	
政治団体の名称	自由民主党秋田県湯沢市雄勝郡第一支部
会計責任者の氏名	高橋 真紀子 (印)
※代表者の氏名	(印)

※解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名する。

「会計責任者の氏名」欄には記名押印又は署名し、署名は必ず会計責任者本人が自署する。

解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届」(資金管理団体のみ)も併せて提出する。